

## 法定相続分と遺留分

### 1. 法定相続人と法定相続分

#### 【法定相続人】

民法では遺言書がない場合に誰が相続人になるかを規定しています。これを法定相続人と言います。また、相続人になる順位も規定されています。

配偶者：常に相続人になります。

第一順位：子及びその代襲者

第二順位：直系尊属（父母や祖父母など（親等の近い者が優先））

第三順位：兄弟姉妹及びその代襲者

※代襲相続 相続が発生するより以前に相続人が亡くなっているなどの場合に相続人に子や孫が相続人になります。直系卑属は何代でも代襲相続人になれますが兄弟姉妹の代襲の場合は、その子（甥や姪）までしかありません。

#### 【法定相続分】

民法で定められている相続人が受け継ぐ基準となる相続分

相続人	法定相続分
配偶者のみ	配偶者：全部
配偶者と子	配偶者：1/2 子：1/2 (※)
配偶者と直系尊属	配偶者：2/3 直系尊属：1/3 (※)
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4 (※)
子のみ	子：全部 (※)
直系尊属のみ	直系尊属：全部 (※)
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹：全部 (※)

※複数いる場合は法定相続分を人数で等分します。

### 2. 遺留分

#### 【遺留分】

遺留分は民法で規定されている相続人が最低限受け継げる財産の割合になります。

**兄弟姉妹には遺留分の権利はありません。**

相続人	遺留分
配偶者のみ	配偶者：1/2
配偶者と直系卑属	配偶者：1/4 直系卑属：1/4 (※)
配偶者と直系尊属	配偶者：1/3 直系尊属：1/6 (※)
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：1/2 兄弟姉妹：なし
直系卑属のみ	直系卑属：1/2 (※)
直系尊属のみ	直系尊属：1/3 (※)
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹：なし

※複数いる場合は遺留分を人数で等分します。

